

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(12) (省略) (13) 「帳簿書類」とは、法第7条の9第1項に規定する特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類、法第67条の8第1項に規定する特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類又は通関業法（昭和42年法律第122号）第22条第1項に規定する帳簿及び書類をいう。 (14)～(16) (省略)</p>	<p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(12) (同左) (13) 「帳簿書類」とは、法<u>第7条の9第1項若しくは第67条の8第1項</u>に規定する帳簿書類又は通関業法（昭和42年法律第122号）第22条第1項に規定する帳簿及び書類をいう。 (14)～(16) (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)
1～9 (省略)	1～9 (同左)
10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項 (省略)	10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項 (同左)
② 帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、 <u>次に掲げる措置</u> が講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。 イ 帳簿書類の作成及び保管に係る <u>電子計算機処理システム</u> （以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。 ロ (省略) ハ 税関から要請があった場合には、見読み可能な状態でシステムに記録されている内容を速やかに提示することができる。	② 帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、 <u>以下の措置が適切に</u> 講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。 イ 帳簿書類の作成及び保管に係る <u>電算処理システム</u> （以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。 ロ (同左) ハ 税関から要請があった場合には、 <u>直ちに</u> 見読み可能な状態でシステムに記載されている内容を <u>表示</u> することができる。
11～13 (省略)	11～13 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)</p> <p>1～9 (省略)</p>	<p>別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)</p> <p>1～9 (同左)</p>
<p>10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項 (省略)</p> <p>② 帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、<u>次に掲げる措置</u>が講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る電子計算機処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、見読可能な状態でシステムに記録されている内容を速やかに提示することができる。</p>	<p>10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項 (同左)</p> <p>② 帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、<u>以下の措置</u>が適切に講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、<u>直ちに</u>見読可能な状態でシステムに記載されている内容を表示することができる。</p>
<p>11～13 (省略)</p>	<p>11～13 (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前											
〔別紙様式1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート				〔別紙様式1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td> <td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td> <td><input type="checkbox"/>認定製造者</td> <td>○○○社</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 特例輸入者	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	○○○社	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td> <td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td> <td><input type="checkbox"/>認定製造者</td> <td>○○○社</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 特例輸入者	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	○○○社
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	○○○社												
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	○○○社												
1～9 (省略)				1～9 (同左)											
10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項															
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄								
(省略)															
②	帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、次に掲げる措置が講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。			帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか（特例輸入者又は特定輸出者の承認申請における審査の場合に限る。）。											
	<p>イ 帳簿書類の作成及び保管に係る<u>電子計算機処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p>			<p>イ 帳簿書類の作成及び保管に係る<u>電算処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p>											
	<p>ロ (省略)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、見読可能な状態でシステムに<u>記録されている</u>内容を速やかに提示</p>			<p>ロ (同左)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、<u>直ちに</u>見読可能な状態でシステムに<u>記載されている</u>内容を呈示す</p>											

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	<u>する</u> ことができるこ と。					<u>る</u> ことができるこ と。			
11～13 (省略)					11～13 (同左)				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前																																																																								
〔別紙様式2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				〔別紙様式2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定保税承認者</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td><td></td></tr> </table>				特定保税承認者		<input type="checkbox"/> 保税蔵置場		<input type="checkbox"/> 保税工場		<input type="checkbox"/> 特定保税運送者		<input type="checkbox"/> 認定通関業者		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定保税承認者</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td><td></td></tr> </table>				特定保税承認者		<input type="checkbox"/> 保税蔵置場		<input type="checkbox"/> 保税工場		<input type="checkbox"/> 特定保税運送者		<input type="checkbox"/> 認定通関業者																																																		
特定保税承認者																																																																												
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																																																																												
<input type="checkbox"/> 保税工場																																																																												
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																																																																												
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																																																																												
特定保税承認者																																																																												
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																																																																												
<input type="checkbox"/> 保税工場																																																																												
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																																																																												
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																																																																												
1～9 (省略)				1～9 (同左)																																																																								
10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th><th style="width: 25%;">審査事項</th><th style="width: 25%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th><th style="width: 20%;">税関審査欄</th><th colspan="4"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td><td colspan="4" style="text-align: center;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②</td><td colspan="3">帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、次に掲げる措置が講じられているか。</td><td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th><th style="width: 25%;">審査事項</th><th style="width: 25%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th><th style="width: 20%;">税関審査欄</th><th colspan="4"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3" style="text-align: center;">(同左)</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody></table> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②</td><td colspan="3"> <p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電子計算機処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、見読可能な状態でシス</p> </td><td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電算処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</td><td style="width: 25%;">(同左)</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>(同左)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>ハ 税関から要請があった場合には、<u>直ち</u>に見読可能な状態で</td><td>(同左)</td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄														(省略)			(同左)				②	帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、次に掲げる措置が講じられているか。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th><th style="width: 25%;">審査事項</th><th style="width: 25%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th><th style="width: 20%;">税関審査欄</th><th colspan="4"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3" style="text-align: center;">(同左)</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody></table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄														(同左)							②	<p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電子計算機処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、見読可能な状態でシス</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電算処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</td><td style="width: 25%;">(同左)</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>(同左)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>ハ 税関から要請があった場合には、<u>直ち</u>に見読可能な状態で</td><td>(同左)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る <u>電算処理システム</u> （以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	(同左)			<input type="checkbox"/>	(同左)			<input type="checkbox"/>	ハ 税関から要請があった場合には、 <u>直ち</u> に見読可能な状態で	(同左)	
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄																																																																									
	(省略)			(同左)																																																																								
②	帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、次に掲げる措置が講じられているか。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th><th style="width: 25%;">審査事項</th><th style="width: 25%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th><th style="width: 20%;">税関審査欄</th><th colspan="4"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3" style="text-align: center;">(同左)</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody></table>				No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄														(同左)																																																			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄																																																																									
	(同左)																																																																											
②	<p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電子計算機処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 税関から要請があった場合には、見読可能な状態でシス</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る<u>電算処理システム</u>（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</td><td style="width: 25%;">(同左)</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>(同左)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>ハ 税関から要請があった場合には、<u>直ち</u>に見読可能な状態で</td><td>(同左)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る <u>電算処理システム</u> （以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	(同左)			<input type="checkbox"/>	(同左)			<input type="checkbox"/>	ハ 税関から要請があった場合には、 <u>直ち</u> に見読可能な状態で	(同左)																																																										
イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る <u>電算処理システム</u> （以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	(同左)																																																																											
<input type="checkbox"/>	(同左)																																																																											
<input type="checkbox"/>	ハ 税関から要請があった場合には、 <u>直ち</u> に見読可能な状態で	(同左)																																																																										

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	ムに記録されている 内容を速やかに提示 することができるこ と。				システムに記載され ている内容を呈示す ることができるこ と。		
11～13 (省略)				11～13 (同左)			